

施設基準について

電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算について、次の内容について取り組んでおります。

- ・ 医師等が診療を実施する診察等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・ マイナ保険証の利用促進を行う等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・ 診療で行った診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を患者さまに無料で交付しております。
- ・ 診療情報提供先との連携として、下記医療機関の情報共有ネットワークに参加しております。

連携医療機関明：隠岐島前病院、松江赤十字病院等

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行できる体制を整備しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても同様となっております。

明細書には使用した薬剤の名称や実施した検査の名称等が記載されます。

明細書の発行を希望されない場合は、窓口にお申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進および医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。

現在、一部の医薬品について供給が不安定な状況が続いていることから、後発医薬品のある医薬品については、特定の商品名ではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ複数の医薬品から選択でき、必要な医薬品を提供しやすくなります。

なお、ご不明な点がございましたら医師またはスタッフまでご相談ください。

地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

当院では、地域における医療提供体制の確保および外来医薬品の安定供給に対応するため、必要な体制整備を行っております。

医薬品の供給状況によっては、同一成分・同一薬効の医薬品へ変更する場合がありますが、患者さまに適切に説明したうえで対応いたします。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進および医薬品の安定供給に努めています。医薬品の供給状況等を踏まえ、一般名処方を行う場合があります。

長期収載品の選定療養

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬について、患者さまのご希望により先発医薬品（長期収載品）を処方する場合には、後発医薬品との差額の一部が「選定療養費」として自己負担となる制度が開始されました。

対象となる医薬品で先発医薬品を希望される場合は、通常の医療費の自己負担とは別に、特別の料金をご負担いただきます。

ただし、以下の場合は対象外となります。

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・ 後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品等、一部対象外となる医薬品

ご不明な点がございましたら、医師、薬剤師またはスタッフまでご相談ください。